

平成25年11月19日

厚生労働省佐賀労働局

職業安定部 職業対策課

課長 山口 勝也

高齢者対策担当官 中川 孝広

(電話) 0952(32)7217

(FAX) 0952(32)7223

報道関係者各位

平成25年「高年齢者の雇用状況」集計結果

高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成25年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

平成25年4月1日の改正高年齢者雇用安定法の施行後としては初めての結果の公表となります。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業1,008社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

【集計結果の主なポイント】

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は91.1%（表1）

- 中小企業は91.4%
- 大企業は87.3%

2 希望者全員が65歳以上まで働く企業は大幅増加

(1) 希望者全員が65歳以上まで働く企業は642社（対前年差183社増加）、割合は63.7%（同16.2ポイント増加）（表4）

- 中小企業では615社（同172社増加）、65.6%（同16.4ポイント増加）
- 大企業では27社（同11社増加）、38.0%（同13.8ポイント増加）で、制度改革により大幅に増加

(2) 70歳以上まで働く企業は168社（同7社増加）、割合は16.7%（同増減なし）（表5）

- 中小企業では161社（同7社増加）、17.2%（同0.1ポイント増加）
- 大企業では7社（同増減なし）、9.9%（同0.7ポイント減少）で、中小企業の取り組みの方が進んでいる

3 定年到達者に占める継続雇用者の割合

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者(1,939人)のうち、継続雇用された人は1,550人(79.9%)、継続雇用を希望しない定年退職者は359人(18.5%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった人は30人(1.5%)（表7-1）

※ 今回の集計における定年到達者については、平成24年6月1日～平成25年3月31日の10か月間は改正前の旧制度下の状況、平成25年4月1日～平成25年5月31日までの2か月間は改正後の状況となっている。

詳細は、次頁以下をご参照ください。

＜集計対象＞

常時雇用する労働者が31人以上の企業 1,008社

中小企業（31～300人規模）：937社

（うち31～50人規模：402社、51～300人規模：535社）

大企業（301人以上規模）：71社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

※ 平成 25 年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があつたため、本年と前年の数値は単純には比較できない。

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は91.1%(918 社)、うち 51 人以上規模の企業で 91.3% (553 社) となっている。

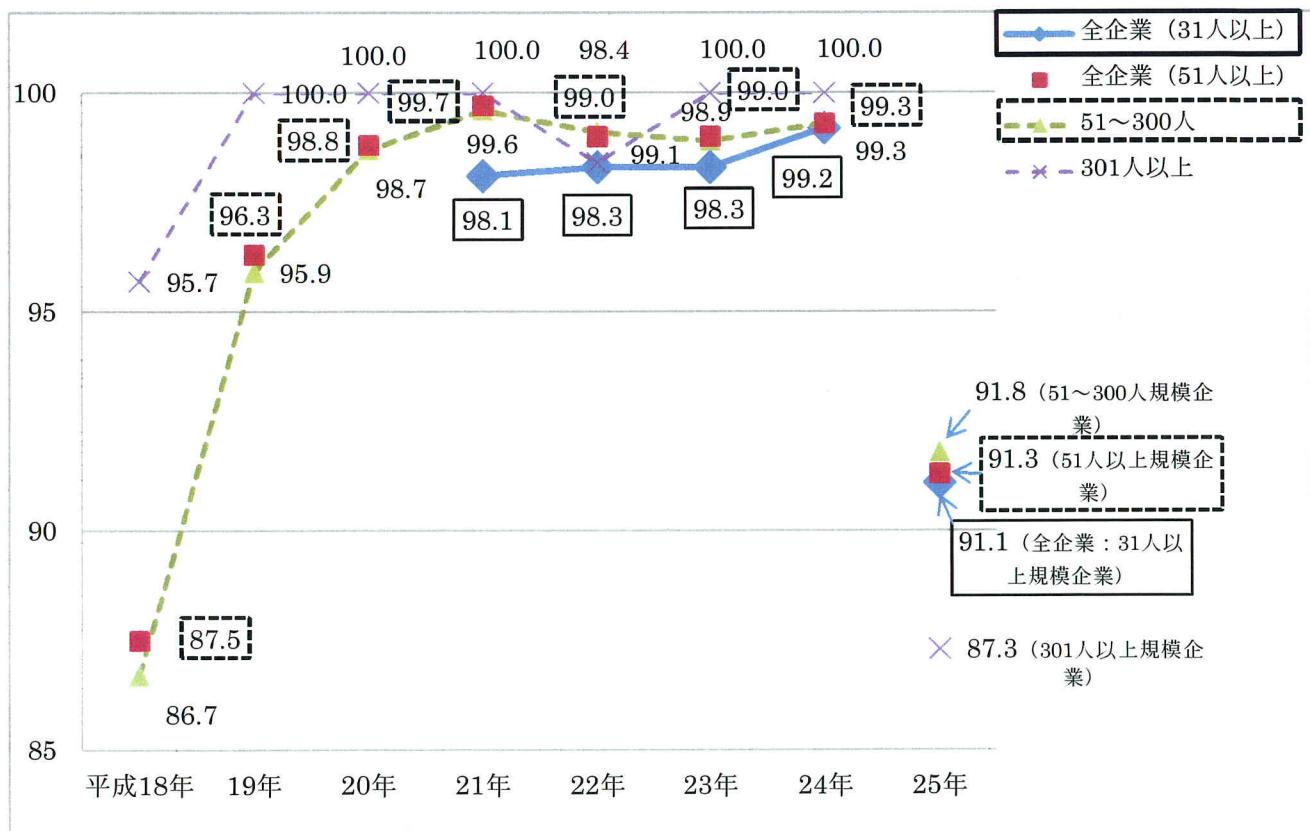
(参考:制度改正前の「実施済み」の企業の割合と比較すると 8.1 ポイントの減少
(51 人以上規模の企業で 8.0 ポイント減少))。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は 8.9% (90 社) (同 8.1 ポイント増加)、うち 51 人以上規模企業で 8.7% (53 社) (同 8.0 ポイント増加) となっている。(表1)

実施済企業の減少、未実施企業の増加は、平成 25 年4月の制度改正の影響が大きい。なお、雇用確保措置が未実施である企業のうち、制度改正により廃止された労使協定による継続雇用制度の対象者を限定する基準がある 65 歳までの継続雇用制度を導入している企業は、77 社(全体の 7.6%)であった。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では 87.3% (62 社) (同 12.7 ポイント減少)、中小企業では 91.4% (856 社) (同 7.7 ポイント減少) となっている。(表1)

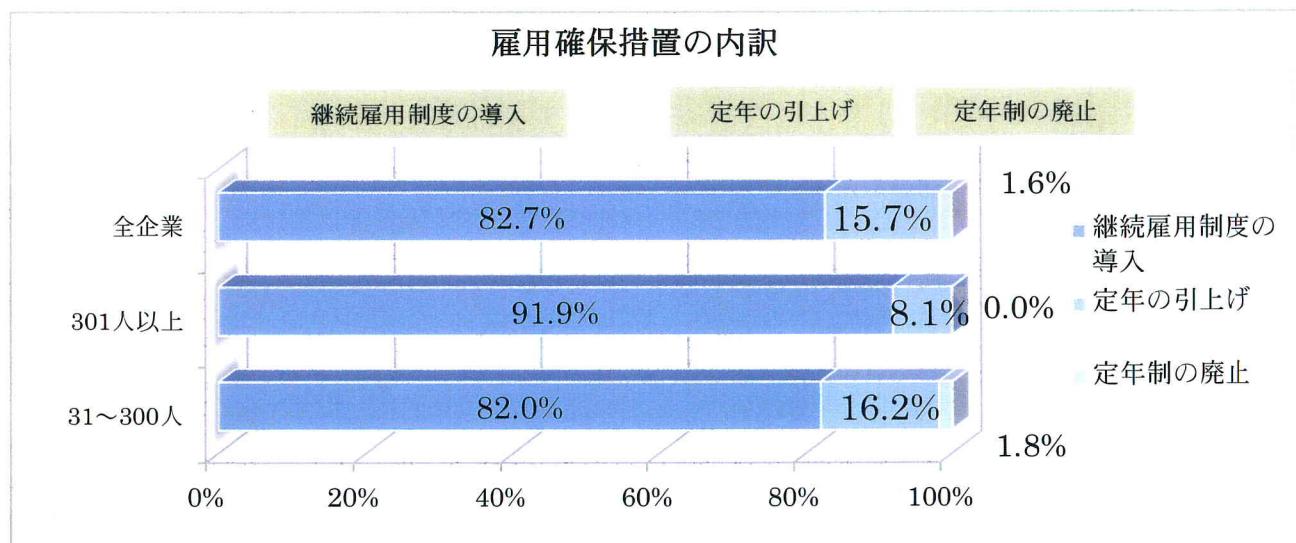


(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 1.6% (15 社) (同 0.4 ポイント減少)、
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 15.7% (144 社) (同 1.9 ポイント増加)、
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 82.7% (759 社) (同 1.5 ポイント減少)

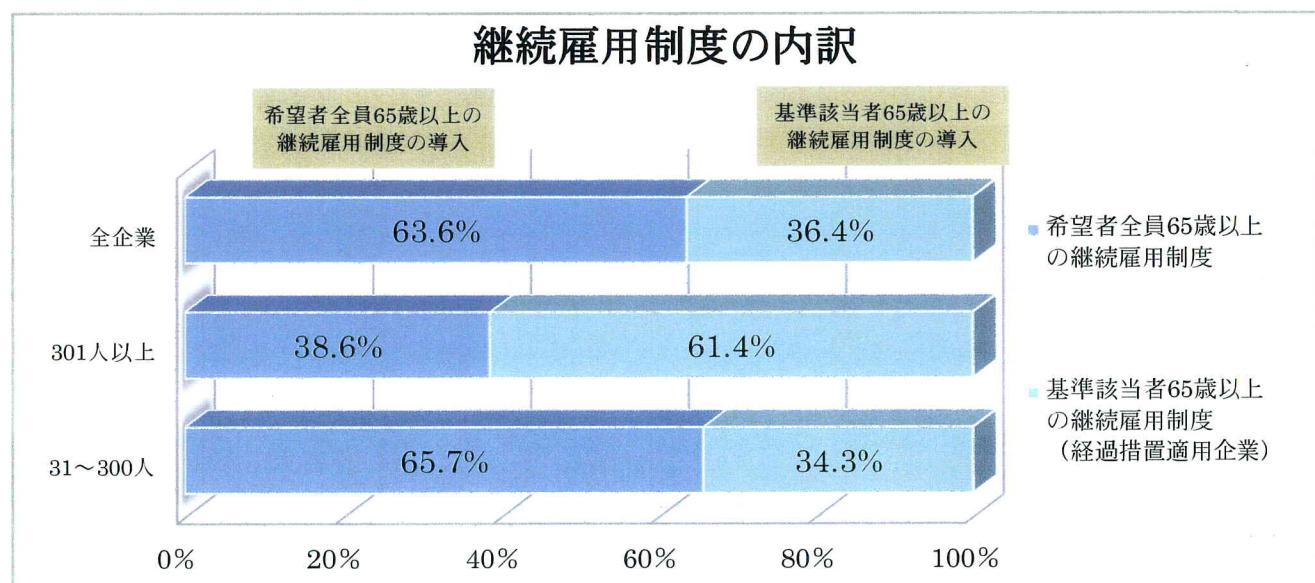
となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(表3-1)



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(759 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 63.6% (483 社) (同 20.8 ポイント増加)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 36.4% (276 社) (同 20.8 ポイント減少) となっている。(表3-2)



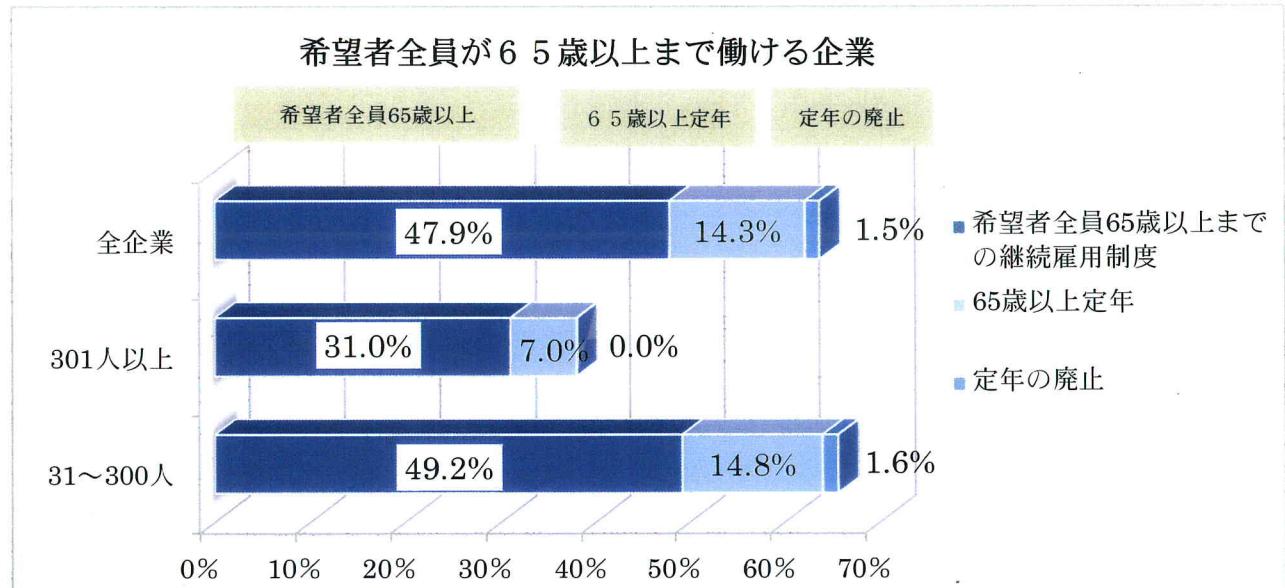
2 希望者全員が65歳以上まで働く企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働く企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働く企業は642社(対前年差183社増加)、割合は63.7%(同16.2ポイント増加)となっている。企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では615社(同172社増加)、65.6%(同16.4ポイント増加)、
- ② 大企業では27社(同11社増加)、38.0%(同13.8ポイント増加)、
となっており、制度改正により大幅に増加している。(表4)

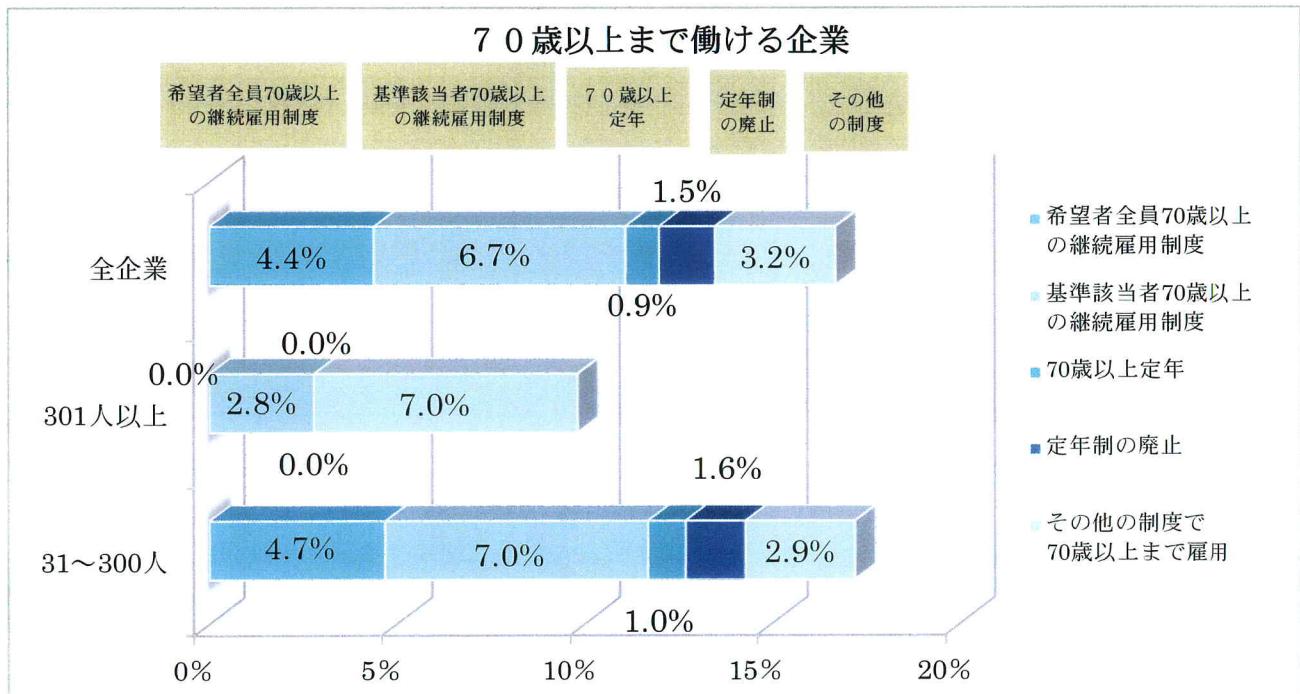
(注) 法改正により継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されたが、経過措置により平成36年度までは対象者の基準を適用することができる。(別添資料)



(2) 70歳以上まで働く企業の状況

70歳以上まで働く企業は、168社(同7社増加)、割合は16.7%(同増減なし)となっている。企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では161社(同7社増加)、17.2%(同0.1ポイント増加)、
- ② 大企業では7社(同増減なし)、9.9%(同0.7ポイント減少)、となっている。(表5)

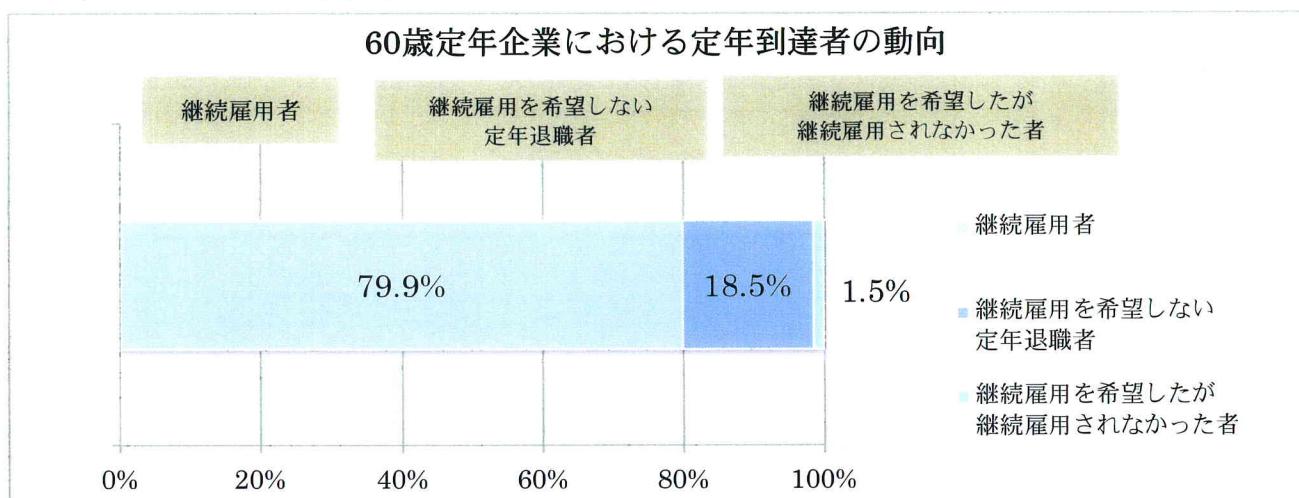


3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

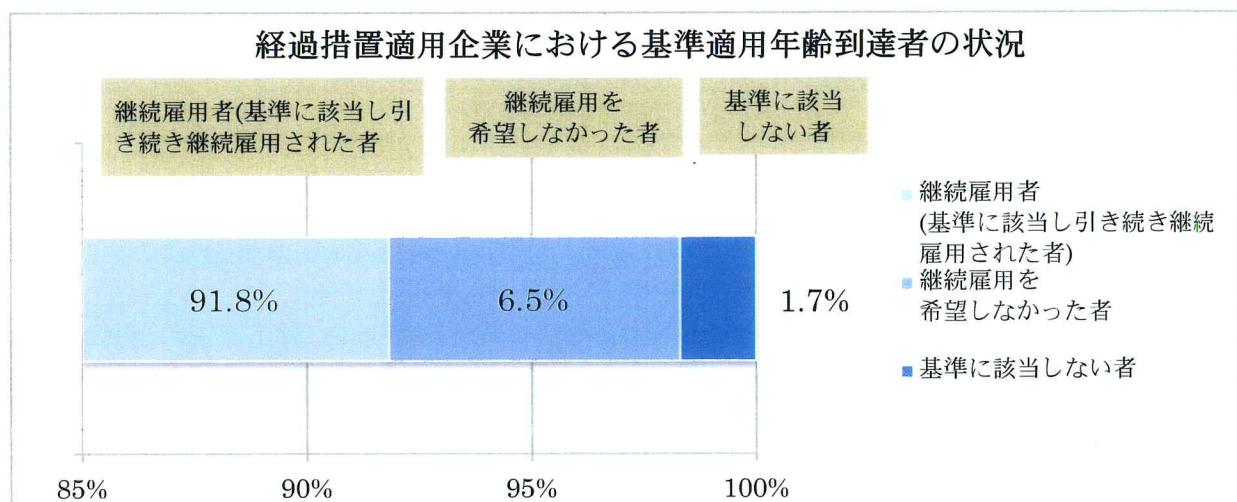
※ 平成 25 年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があつたが、定年到達者については、平成 24 年6月1日～平成 25 年3月 31 日の 10 か月間は改正前の旧制度下の状況であり、改正後の状況は平成 25 年4月1日～平成 25 年5月 31 日までの2か月間に限られるため、制度改正の影響は一部分しか反映されていない。

過去1年間(平成 24 年6月1日から平成 25 年5月 31 日)の 60 歳定年企業における定年到達者(1,939 人)のうち、継続雇用された者は 1,550 人(79.9%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は 18 人)、継続雇用を希望しない定年退職者は 359 人(18.5%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかつた者は 30 人(1.5%)となつてゐる。(表7-1)



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成 25 年4月1日から平成 25 年5月 31 日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61 歳)に到達した者(598 人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 549 人(91.8%)、継続雇用の更新を希望しなかつた者は 39 人(6.5%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 10 人(1.7%)となつてゐる。(表7-2)



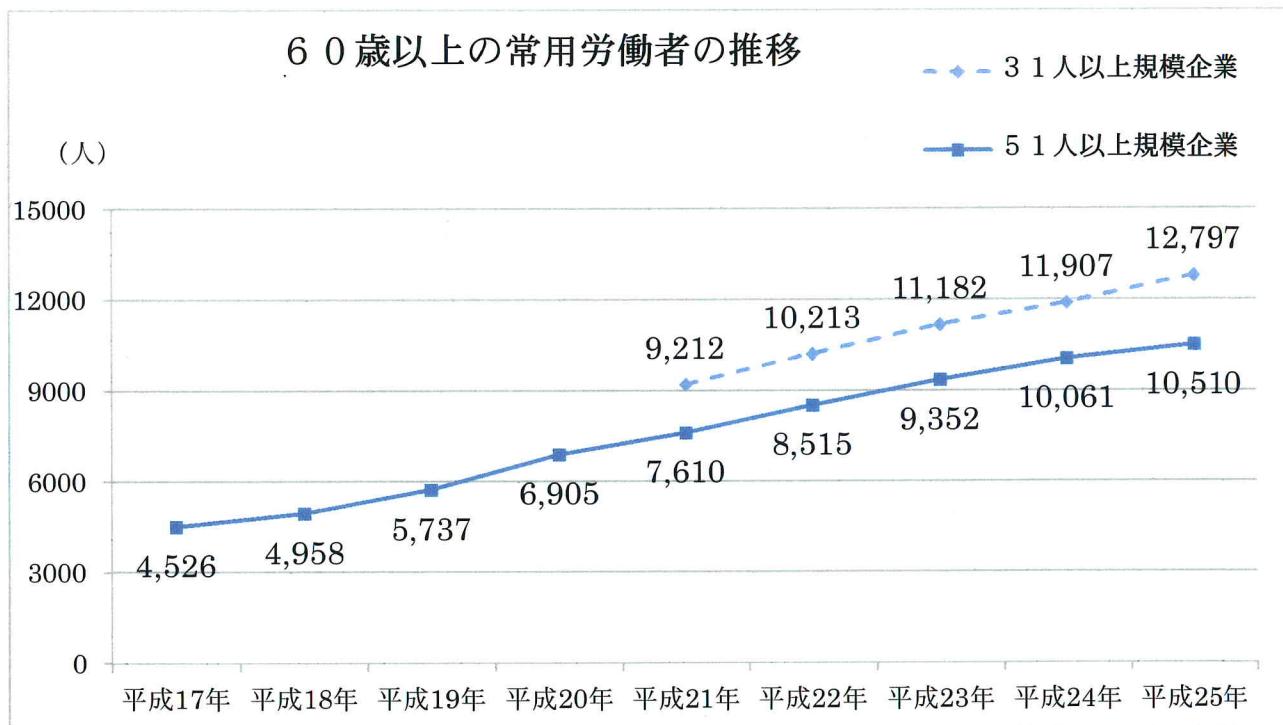
4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数(126,647人)のうち、60歳以上の常用労働者数は12,797人で10.1%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が9,294人、65～69歳が2,644人、70歳以上が859人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は10,510人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、5,984人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は12,797人であり、平成21年と比較すると、3,585人増加している。(表8)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)90社に対して、労働局、ハローワークにおいて個別指導を強力に実施し、23社は10月までに是正済みである。

残りの企業については特に、大企業や労使協定による基準の適用年齢(経過措置の場合)が就業規則に明記されていない企業に対して、労働局、ハローワーク職員の個別訪問指導、求人受理時等における指導を実施し、雇用確保措置の早期の実現を図る。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた「70歳まで働く企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏

まえ、年齢にかかわりなく働く社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働く企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

				(社、%)	
		①実施済み	②未実施	合計(①+②)	
31～300人	856 91.4%	(892) (99.1%)	81 8.6%	(8) (0.9%)	937 100.0%
	365 90.8%	(354) (98.9%)	37 9.2%	(4) (1.1%)	402 100.0%
31～50人	491 91.8%	(538) (99.3%)	44 8.2%	(4) (0.7%)	535 100.0%
	62 87.3%	(66) (100.0%)	9 12.7%	(0) (0.0%)	71 100.0%
51～300人	918 91.1%	(958) (99.2%)	90 8.9%	(8) (0.8%)	1,008 100.0%
	553 91.3%	(604) (99.3%)	53 8.7%	(4) (0.7%)	606 100.0%
301人以上					
31人以上 総計	91.1%	(99.2%)	8.9%	(0.8%)	(966) (100.0%)
	553 91.3%	(604) (99.3%)	53 8.7%	(4) (0.7%)	606 100.0%
51人以上 総計					

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

表2 規模別・産業別実施状況

				(%)	
		①実施済企業割合	②未実施企業割合		
規模別	31～50人	90.8% (98.9%)	9.2% (1.1%)		
	51～100人	91.6% (99.0%)	8.4% (1.0%)		
	101～300人	91.9% (99.6%)	8.1% (0.4%)		
	301～500人	89.2% (100.0%)	10.8% (0.0%)		
	501～1,000人	88.5% (100.0%)	11.5% (0.0%)		
	1,001人以上	75.0% (100.0%)	25.0% (0.0%)		
	合 計	91.1% (99.2%)	8.9% (0.8%)		
産業別		31人以上	51人以上	31人以上	51人以上
	農、林、漁業	50.0% (100.0%)	— (100.0%)	50.0% (0.0%)	— (0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	建設業	96.2% (98.6%)	92.3% (100.0%)	3.8% (1.4%)	7.7% (0.0%)
	製造業	90.0% (100.0%)	90.5% (100.0%)	10.0% (0.0%)	9.5% (0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0% (100.0%)	100.0% —	0.0% (0.0%)	0.0% —
	情報通信業	94.4% (100.0%)	100.0% (100.0%)	5.6% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	運輸、郵便業	90.0% (100.0%)	91.5% (100.0%)	10.0% (0.0%)	8.5% (0.0%)
	卸売業、小売業	90.1% (98.3%)	88.9% (98.6%)	9.9% (1.7%)	11.1% (1.4%)
	金融業、保険業	78.6% (100.0%)	100.0% (100.0%)	21.4% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	不動産業、物品販貸業	88.9% (100.0%)	100.0% (100.0%)	11.1% (0.0%)	0.0% (0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	83.3% (100.0%)	87.5% (100.0%)	16.7% (0.0%)	12.5% (0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	91.4% (96.6%)	81.3% (100.0%)	8.6% (3.4%)	18.7% (0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	93.1% (100.0%)	93.3% (100.0%)	6.9% (0.0%)	6.7% (0.0%)
	教育、学習支援業	73.9% (90.0%)	76.9% (83.3%)	26.1% (10.0%)	23.1% (16.7%)
	医療、福祉	94.3% (99.6%)	93.5% (99.4%)	5.7% (0.4%)	6.5% (0.6%)
	複合サービス事業	88.9% (100.0%)	85.7% (100.0%)	11.1% (0.0%)	14.3% (0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	91.3% (98.6%)	92.1% (100.0%)	8.7% (1.4%)	7.9% (0.0%)
	その他	— —	— —	— —	— —
	合 計	91.1% (99.2%)	91.3% (99.3%)	8.9% (0.8%)	8.7% (0.7%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)	(社、%)
31～300人	15 (19) 1.8% (2.1%)	139 (129) 16.2% (14.5%)	702 (744) 82.0% (83.4%)	856 (892) 100.0% (100.0%)	
	10 (13) 2.7% (3.7%)	80 (64) 21.9% (18.1%)	275 (277) 75.3% (78.2%)	365 (354) 100.0% (100.0%)	
51～300人	5 (6) 1.0% (1.1%)	59 (65) 12.0% (12.1%)	427 (467) 87.0% (86.8%)	491 (538) 100.0% (100.0%)	
	0 (0) 0.0% (0.0%)	5 (3) 8.1% (4.5%)	57 (63) 91.9% (95.5%)	62 (66) 100.0% (100.0%)	
301人以上	15 (19) 1.6% (2.0%)	144 (132) 15.7% (13.8%)	759 (807) 82.7% (84.2%)	918 (958) 100.0% (100.0%)	
	5 (6) 0.9% (1.0%)	64 (68) 11.6% (11.3%)	484 (530) 87.5% (87.7%)	553 (604) 100.0% (100.0%)	

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

「②定年の引上げ」は65歳以上(平成24年は64歳以上)の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上(平成24年は64歳以上)としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

	①希望者全員65歳以上の継続雇用制度	②基準該当者65歳以上の継続雇用制度 (経過措置適用企業)	合計(①+②)	(社、%)
31～300人	461 (329) 65.7% (44.2%)	241 (415) 34.3% (55.8%)	702 (744) 100.0% (100.0%)	
	189 (138) 68.7% (49.8%)	86 (139) 31.3% (50.2%)	275 (277) 100.0% (100.0%)	
51～300人	272 (191) 63.7% (40.9%)	155 (276) 36.3% (59.1%)	427 (467) 100.0% (100.0%)	
	22 (16) 38.6% (25.4%)	35 (47) 61.4% (74.6%)	57 (63) 100.0% (100.0%)	
301人以上	483 (345) 63.6% (42.8%)	276 (462) 36.4% (57.2%)	759 (807) 100.0% (100.0%)	
	294 (207) 60.7% (39.1%)	190 (323) 39.3% (60.9%)	484 (530) 100.0% (100.0%)	

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

	①自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							合計 (①～⑦)
		②自社・親会社・子会社	③自社・関連会社等	④自社・親会社・子会社・関連会社等	⑤親会社・子会社	⑥親会社・子会社・関連会社等	⑦関連会社等	小計 (②～⑦)	
31～300人	687 6 97.9% 0.9%	4	1	4	0	0	0	15	702
	271 0 98.5% 0.0%	3	0	1	0	0	0	4	275
51～300人	416 6 97.4% 1.4%	1	1	3	0	0	0	11	427
	53 0 93.0% 0.0%	0	1	2	1	0	0	4	57
301人以上	740 6 97.5% 0.8%	4	2	6	1	0	0	19	759
	469 6 96.9% 1.2%	1	2	5	1	0	0	15	484

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 希望者全員が65歳以上まで働く企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 65歳以上定年	③ 希望者全員65歳以上 の継続雇用制度	合計 (①+②+③)	報告した全ての企業
31～300人	15 (19)	139 (123)	461 (301)	615 (443)	937 (900)
	1.6% (2.1%)	14.8% (13.7%)	49.2% (33.4%)	65.6% (49.2%)	100.0% (100.0%)
31～50人	10 (13)	80 (62)	189 (126)	279 (201)	402 (358)
	2.5% (3.6%)	19.9% (17.3%)	47.0% (35.2%)	69.4% (56.1%)	100.0% (100.0%)
51～300人	5 (6)	59 (61)	272 (175)	336 (242)	535 (542)
	0.9% (1.1%)	11.0% (11.3%)	50.8% (32.3%)	62.8% (44.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	5 (2)	22 (14)	27 (16)	71 (66)
	0.0% (0.0%)	7.0% (3.0%)	31.0% (21.2%)	38.0% (24.2%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	15 (19)	144 (125)	483 (315)	642 (459)	1,008 (966)
	1.5% (2.0%)	14.3% (12.9%)	47.9% (32.6%)	63.7% (47.5%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	5 (6)	64 (63)	294 (189)	383 (258)	606 (608)
	0.8% (1.0%)	10.6% (10.4%)	48.5% (31.1%)	59.9% (42.4%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働く企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表5 70歳以上まで働く企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上定年	③70歳以上の継続雇用制度		④ その他の制度で70 歳以上まで雇用	合計 (①+②+③+④)	報告した全ての 企業
			希望者全員70歳 以上	基準該当者70歳 以上			
31～300人	15 (19)	9 (8)	44 (37)	66 (66)	27 (24)	161 (154)	937 (900)
	1.6% (2.1%)	1.0% (0.9%)	4.7% (4.1%)	7.0% (7.3%)	2.9% (2.7%)	17.2% (17.1%)	100.0% (100.0%)
31～50人	10 (13)	6 (3)	20 (14)	24 (23)	11 (8)	71 (61)	402 (358)
	2.5% (3.6%)	1.5% (0.8%)	5.0% (3.9%)	6.0% (6.4%)	2.7% (2.2%)	17.7% (17.0%)	100.0% (100.0%)
51～300人	5 (6)	3 (5)	24 (23)	42 (43)	16 (16)	90 (93)	535 (542)
	0.9% (1.1%)	0.6% (0.9%)	4.5% (4.2%)	7.9% (7.9%)	3.0% (3.0%)	16.8% (17.2%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	5 (5)	7 (7)	71 (66)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	2.8% (3.0%)	7.0% (7.6%)	9.9% (10.6%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	15 (19)	9 (8)	44 (37)	68 (68)	32 (29)	168 (161)	1,008 (966)
	1.5% (2.0%)	0.9% (0.8%)	4.4% (3.8%)	6.7% (7.0%)	3.2% (3.0%)	16.7% (16.7%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	5 (6)	3 (5)	24 (23)	44 (45)	21 (21)	97 (100)	606 (608)
	0.8% (1.0%)	0.5% (0.8%)	4.0% (3.8%)	7.3% (7.4%)	3.5% (3.5%)	16.0% (16.4%)	100.0% (100.0%)

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「70歳以上まで働く企業」は「定年制の廃止」、「70歳以上定年」、「70歳以上の継続雇用制度」及び「その他の制度で70歳以上まで雇用」の合計である。

「その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 都道府県別の状況

(%)

	雇用確保措置導入企業割合	希望者全員が65歳以上まで 働く企業割合		70歳以上まで働く企業割合	
北海道	97.3% (94.8%)	70.2%	(47.2%)	17.1%	(17.2%)
青森	88.1% (97.5%)	71.4%	(55.9%)	17.6%	(19.0%)
岩手	90.2% (97.1%)	76.9%	(60.2%)	19.3%	(18.4%)
宮城	95.4% (95.6%)	70.7%	(47.2%)	20.2%	(17.9%)
秋田	98.9% (98.3%)	80.0%	(61.2%)	22.5%	(18.2%)
山形	90.8% (97.2%)	63.9%	(45.7%)	14.6%	(13.7%)
福島	86.8% (96.3%)	64.8%	(50.3%)	15.4%	(14.4%)
茨城	79.2% (95.3%)	66.0%	(53.6%)	17.4%	(17.0%)
栃木	97.9% (97.7%)	71.7%	(52.7%)	16.4%	(17.1%)
群馬	90.2% (96.7%)	70.8%	(56.2%)	17.1%	(16.8%)
埼玉	93.5% (98.9%)	74.0%	(53.5%)	18.6%	(18.8%)
千葉	92.3% (95.1%)	69.1%	(50.7%)	24.1%	(23.6%)
東京	92.1% (96.8%)	58.3%	(39.4%)	14.3%	(15.3%)
神奈川	92.6% (98.8%)	66.8%	(46.4%)	17.7%	(18.4%)
新潟	95.3% (98.1%)	72.8%	(56.2%)	14.6%	(14.2%)
富山	90.6% (99.4%)	64.3%	(48.1%)	24.8%	(24.0%)
石川	89.6% (95.6%)	69.5%	(50.6%)	17.7%	(16.7%)
福井	92.8% (99.6%)	68.1%	(57.7%)	17.9%	(18.3%)
山梨	94.0% (95.2%)	67.0%	(46.2%)	16.5%	(15.3%)
長野	91.0% (99.3%)	70.8%	(59.3%)	20.6%	(22.3%)
岐阜	94.1% (99.5%)	76.6%	(59.9%)	21.8%	(20.9%)
静岡	97.1% (98.1%)	74.5%	(55.3%)	20.4%	(22.1%)
愛知	94.6% (97.6%)	66.3%	(49.3%)	22.3%	(21.6%)
三重	98.7% (98.6%)	76.5%	(59.4%)	22.4%	(21.3%)
滋賀	92.5% (99.1%)	66.6%	(48.1%)	16.7%	(19.5%)
京都	91.6% (97.0%)	70.3%	(52.0%)	17.8%	(17.5%)
大阪	95.2% (98.2%)	62.2%	(45.5%)	18.2%	(18.5%)
兵庫	90.1% (96.2%)	64.7%	(47.5%)	16.9%	(17.4%)
奈良	87.5% (96.0%)	70.8%	(56.0%)	22.4%	(20.5%)
和歌山	94.9% (97.7%)	71.2%	(52.9%)	19.9%	(19.9%)
鳥取	91.2% (98.5%)	64.3%	(51.1%)	17.8%	(18.0%)
島根	96.9% (99.4%)	75.5%	(56.6%)	25.1%	(23.5%)
岡山	80.8% (96.8%)	63.1%	(52.6%)	21.5%	(20.9%)
広島	93.5% (96.8%)	70.5%	(52.4%)	19.0%	(19.1%)
山口	93.4% (98.1%)	69.9%	(52.6%)	23.6%	(21.5%)
徳島	92.8% (96.5%)	69.0%	(52.8%)	21.4%	(20.9%)
香川	92.1% (96.3%)	69.1%	(52.2%)	20.4%	(18.3%)
愛媛	96.4% (99.6%)	62.5%	(45.2%)	22.8%	(22.1%)
高知	92.4% (98.8%)	65.5%	(46.9%)	16.0%	(14.4%)
福岡	87.1% (97.8%)	61.6%	(46.2%)	17.1%	(17.8%)
佐賀	91.1% (99.2%)	63.7%	(47.5%)	16.7%	(16.7%)
長崎	82.5% (96.1%)	63.2%	(47.7%)	19.5%	(20.2%)
熊本	86.7% (95.5%)	64.0%	(48.0%)	15.2%	(14.5%)
大分	96.2% (97.2%)	78.6%	(59.9%)	19.3%	(22.2%)
宮崎	89.0% (98.7%)	68.2%	(54.2%)	21.0%	(19.7%)
鹿児島	96.0% (99.0%)	74.3%	(55.1%)	17.4%	(18.9%)
沖縄	84.6% (89.1%)	61.0%	(43.4%)	16.4%	(16.6%)
全国計	92.3% (97.3%)	66.5%	(48.8%)	18.2%	(18.3%)

※31人以上規模企業の状況

※()内は、平成24年6月1日現在の数値。

表7-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者 うち子会社・関連会社等での継 続雇用者	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)			定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用さ れなかつた者)	継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
			18	0.9%	359	18.5% (20.6%)	
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	547	1,939	1,550	79.9% (77.4%)	18	0.9%	333
うち女性	313	875	721	82.4% —	4	0.5% —	120

※過去1年間(平成24年6月1日から平成25年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。
()内は、平成24年6月1日現在の数値。

「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表7-2 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況

企業数 (社)	基準適用年齢到 達者総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き 続き継続雇用され た者)	継続雇用終了者数 (継続雇用を 希望しなかつた者)			継続雇用終了者数 (基準に該当しない 者)	
			549	91.8%	39	6.5%	
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(61歳)がいる企業	115	598	549	91.8%	39	6.5%	10 1.7%
うち女性	60	201	187	93.0%	12	6.0%	2 1.0%

※平成25年4月1日から平成25年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

表8 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢合計		60歳以上合計		60~64歳		65歳以上 (平成25年はうち70歳以上)	
規1 模人 企業 以上	平成17年	87,815人	(100.0)	4,526人	(100.0)	3,265人	(100.0)	1,261人	(100.0)
	平成18年	90,585人	(103.2)	4,958人	(109.5)	3,435人	(105.2)	1,523人	(120.8)
	平成19年	93,357人	(106.3)	5,737人	(126.8)	3,996人	(122.4)	1,741人	(138.1)
	平成20年	96,237人	(109.6)	6,905人	(152.6)	4,978人	(152.5)	1,927人	(152.8)
	平成21年	96,571人	(110.0)	7,610人	(168.1)	5,654人	(173.2)	1,956人	(155.1)
	平成22年	100,342人	(114.3)	8,515人	(188.1)	6,343人	(194.3)	2,172人	(172.2)
	平成23年	103,767人	(118.2)	9,352人	(206.6)	7,242人	(221.8)	2,110人	(167.3)
	平成24年	104,841人	(119.4)	10,061人	(222.3)	7,689人	(235.5)	2,372人	(188.1)
	平成25年	110,895人	(126.3)	10,510人	(232.2)	7,759人	(237.6)	2,751人 (670人)	(218.2)
	平成21年	111,200人	(100.0)	9,212人	(100.0)	6,787人	(100.0)	2,425人	(100.0)
規1 模人 企業 以上	平成22年	114,435人	(102.9)	10,213人	(110.9)	7,570人	(111.5)	2,643人	(109.0)
	平成23年	117,887人	(106.0)	11,182人	(121.4)	8,595人	(126.6)	2,587人	(106.7)
	平成24年	118,904人	(106.9)	11,907人	(129.3)	9,027人	(133.0)	2,880人	(118.8)
	平成25年	126,647人	(113.9)	12,797人	(138.9)	9,294人	(136.9)	3,503人 (859人)	(144.5)

※()は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)

平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 改正高齢者雇用安定法が施行されています！

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されています。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

改正のポイント

- 1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止**
- 2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大**
- 3 義務違反の企業に対する公表規定の導入**
- 4 高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定**

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

65歳未満の定年を定めている事業主が、高齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができましたが、今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要となっています。

（注）高齢者雇用確保措置とは

定年を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、①定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年制の廃止 のいずれかの措置を講じなければなりません。

【経過措置】

ただし、平成25年3月31日までに継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で設けている場合に限り、以下の経過措置が認められています。

- ・平成28年3月31日までは61歳以上の人に対して
- ・平成31年3月31日までは62歳以上の人に対して
- ・平成34年3月31日までは63歳以上の人に対して
- ・平成37年3月31日までは64歳以上の人に対して



基準を適用することができます。

◆たとえば、平成28年3月31日までの間は、61歳未満の人については希望者全員を対象にしなければなりませんが、61歳以上の人については基準に適合する人に限定することができます。



佐賀労働局・ハローワーク